

平成18年度事業報告書

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

平成14年の「知的財産立国」の宣言及び「知的財産基本法」の制定以降、これまでに、政府において知的財産の創造・保護・活用に関し様々な取組が行われてきました。とりわけ、平成17年度には、早期に権利化するための環境を整備することが極めて重要な課題とされ、「特許審査迅速化・効率化推進本部」の設置（12月）及び「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」の策定（平成18年1月）が行われました。

平成18年度についてみると、7月に政府の基本方針である「経済成長戦略大綱」において、「現在26ヶ月の審査順番待ち期間を2013年に11ヶ月に短縮して世界最速の特許審査を実現し・・・」という具体的な長期目標が掲げられ、これを踏まえて10月に「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」(AMARIプラン)が策定されました。さらに、平成19年1月に先の「行動計画」とAMARIプランを一体化してより発展させた「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007」(AMARIプラン2007)が策定・公表されました。

AMARIプラン2007は重点施策4分野・26項目からなりますが、そのうちの1つの柱である「特許庁による審査迅速化・効率化に向けた更なる取組」の分野では、特許審査官の増員と並んで「先行技術調査の民間外注の拡大」が挙げられています。具体的には、検索外注計画件数について平成19年度には22.6万件（前年度比3.4万件＝18%増）とすること、登録調査機関について平成19年度中に1人以上の参入を目指すこととされています。

また、知的財産推進本部で決定される累次の「知的財産推進計画」においても、同様の項目が挙げられています。

本財団は、こうした状況の中で、平成18年度には、特許審査迅速化・効率化に貢献すべく、先行技術調査の事業規模を拡大するとともに、業務の効率化に努めました。その結果として、本財団の主要事業である先行技術調査については約18万9千件を納品しました。そのうち、審査官と直接対面して検索結果を報告する対話型調査は、納品件数の約79%（約15万件、前年度比4.3%増）を実施し、特許庁の迅速かつ効率的な審査に大きく貢献することができました。

また、特許出願に対する国際特許分類及びFタームの一元付与については、特許

庁からの発注件数（約41万件）をすべて処理し納品しました。

なお、行政改革の一環としての随意契約の点検・見直しという政府全体の流れを受け、本財団が行ってきた事業のうち「DNA配列コードについての機械的なデータ加工」、「Fターム解説作成事業」、「公開技報分類付与事業」の3事業については、平成19年1月に特許庁から独立行政法人工業所有権情報・研修館に業務移管され、契約方式も従来の随意契約から競争入札に変更されました。

AMARIプラン2007及び知的財産推進計画にも挙げられているように、今後も先行技術調査の発注規模の拡大が予想され、これに的確に対応していくためには、優秀な人材の確保が不可欠となります。景気が回復基調にあり、さらに平成18年4月に「高年齢者雇用安定法」が施行されたこと等から、財団における人材確保の環境は一層厳しくなっている中で、平成18年度は、各企業のご協力を得て、155名（H18.6.1～H19.3.31は67名、H19.4.1は88名を採用）の主席部員を新たに採用することができました。

[1] 事業報告

平成18年度においては、主に次の事業を実施いたしました。

1. 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく登録調査機関としての調査事業

(1) 特許庁からの受託事業として、Fターム等の検索により特許文献の先行技術調査を行い、以下の件数を特許庁に納品しました。

件数	188,956件
(対話型検索報告 150,159件(外国対話 13,066件を含む))	
	<約18.3万件>

注：< >の数値は、平成18年度事業計画における納品計画数値。以下同様。

(2) 特許庁からの受託事業として、特許出願に対して国際特許分類及びFタームを一元的に付与し、以下の件数を特許庁に納品しました。なお、この一元付与に併せて出願公開の際に必要な未公開特許出願に関する要約チェック等の予備的調査も行いました。

付与対象特許出願件数 412,136件
<約40.0万件>

(3) 特許庁からの受託事業として、出願公開される前の実用新案登録出願にFタームを付与し、また出願公開される前の合金関連特許出願に合金タームを付与し、以下の件数を特許庁に納品しました。

件数 13,628件
<約1.3万件>

(4) 特許庁からの受託事業として、出願公開される前の特許出願のうち、DNA配列コード作成対象とすべき案件の特定及びその案件についてのDNA配列コードデータの編集等を行い、以下の件数を納品しました。

件数 6,116件
<約6千件>

2. 工業所有権情報の分類及び分類付与に関する技術の調査・研究・開発事業

(1) 特許庁からの受託事業として、特許文献にFタームを付与し、以下の件数を特許庁に納品しました。

Fターム付与件数(公開後特許文献) 220,066件
<約21.0万件>

(2) 特許庁及び(独)工業所有権情報・研修館からの受託事業として、公開技報に国際特許分類を付与し、以下の件数を特許庁及び(独)工業所有権情報・研修館に納品しました。

公開技報への分類付与件数 6,113件
<約7千件>

特許庁(平成18年12月まで)4,490件、(独)工業所有権情報・研修館(平成19年1月以降)1,623件

(3) 特許庁からの受託事業として、Fターム付与の基礎となるFターム解説原稿を作成し、特許庁に納品しました。

Fターム解説原稿 88テーマ
<88テーマ>

- (4) 特許庁からの受託事業として、Fタームリストの研究開発を行い、特許庁に納品しました。

Fタームリスト開発

7テーマ

<7テーマ>

[2] 経営目標別の業務実施状況

本財団は、平成 18 年度の事業の遂行にあたり、「業務効率化のステップアップ」、「財務基盤の充実」、「組織・人事制度の改革」及び「能力と適性の発揮」の 4 つを経営目標として掲げて運営してまいりました。各経営目標の達成状況は、次のとおりです。

1. 業務効率化のステップアップ

- (1) 平成 18 年度から、平成 20 年度を目標年度とする三カ年計画の「第二次業務効率化計画」を進めており、競争入札の実施による調達面や各部署における業務効率化、システム化等の進展により、事業費は予算額との対比で約 4.5%の削減となりました。
- (2) 調査業務関連システムにおいては、主席部員の作業を効率的に行うためのシソーラス辞書機能や文献スクリーニング画面の視認性向上など、財団独自の知的作業支援機能を強化しました。
- (3) 一元付与業務のオンライン化については、システム開発を行い、平成 18 年 5 月から新システムによる第 2 期の試行を行いました。さらに、この試行結果を踏まえたシステム改善を行い、平成 19 年 1 月から新システムを用いて一元付与業務を行っています。
- (4) 自動大分けシステムについて、テーマレベル（IPCのサブグループレベル）での精度向上を目指した開発を行いました。
- (5) 業務改善提案制度において、平成 18 年は年間合計で 666 件（対前年比 131%）の提案がなされ、有効提案数（提案により実施及び実施予定を含む）も 132 件（平成 17 年：130 件）となりました。

また、平成 18 年に提案された有効提案の中から、特に優れている提案を選出し、平成 19 年 4 月に表彰しました（金賞 1 件、銀賞 1 件、銅賞 3 件。）

（ 6 ）統合経営管理システム（ERP）においては、平成 17 年度から段階的に開発を進め、平成 19 年 1 月 29 日には予定していた全てのシステムが稼働しました。また、同時に ERP 管理規則を制定し、効率的な財団運営を図るために、積極的な活用を進めています。

2．財務基盤の充実

（ 1 ）平成 18 年度から、平成 20 年度を目標年度とする三カ年計画の「第二次財務中期計画」を進めており、平成 14 年度末に約 40 億円あった借入金は、平成 18 年度末には約 4.6 億円にまで圧縮するなど、収益性、安全性及び健全性の財務指標について年度目標を達成しました。

（ 2 ）平成 18 年度についても、予算執行管理規則に則り、予算執行管理を四半期毎に実施するとともに、競争入札、一括購入及び管理の一元化などの調達体制、物品管理体制を定着させ、確実な経費削減を行いました。

（ 3 ）統合経営管理システム（ERP）の活用により、予算執行管理及び調達に係る事務について、管理を強化するとともに、事務処理の迅速化を図っています。

3．組織・人事制度の改革

（ 1 ）平成 16 年度から実施している目標設定・人事考課制度については、平成 18 年度から主席部員を除く全財団職員に拡大実施しました。

（ 2 ）改正高年齢者雇用安定法に対応するため「再雇用嘱託員規程」を新たに制定するとともに、「特任主幹規程」の制定、「非常勤職員規程」の改正をするなど、各種規程の見直しを行い、より個人の能力と適性に応じることができる体制づくりを行いました。また、「法令等の遵守に係る内部通報の取扱いに関する規程」を制定するとともに、その運営に必要な細則・運用マニュアル等も整備しました。

4. 能力と適性の発揮

- (1) 主席部員の業務の習熟度や生活態様等に応じて業務量を選択できる目標業務量選択制については、平成 18 年度から全グループで実施しました。多数の主席部員がこの制度を活用した結果、処理件数の増加に寄与しました。
- (2) 事務系職員の能力を高めるための支援プログラムについて、平成 18 年度は在職者 98 名中、延べ 36 名の職員が自己啓発研修を受講しました。また、2 名の事務系職員が企業体験研修制度により、民間企業に赴き、業務の効率化や改善活動の状況等について研修を行いました。

5. その他

- (1) 財団が受注する先行技術調査の件数は、平成 19 年度以降も増大することが予想され、これに伴う主席部員の増加に対応するため、必要となるスペースを錦糸町本部及び虎の門オフィスに拡充すべく準備を進めています。
- (2) 平成 17 年 12 月 3 日に財団創立 20 周年を迎えたことを記念し、「IPCC20 年のあゆみ」を平成 18 年 6 月に発行しました。

[3] 理事会・評議員会

平成18年度において、理事会・評議員会は、次のとおり開催され、それぞれの議案について審議の上、承認・決定されました。

1. 第44回評議員会(平成18年6月8日開催)

- (1) 役員を選任に関する件
- (2) 諸規程の一部改正に関する件

2. 第46回理事会(平成18年6月8日開催)

- (1) 平成17年度事業報告書、収支決算書及び財産目録の承認に関する件
- (2) 評議員の委嘱に関する件
- (3) 諸規程の一部改正に関する件

3 . 第45回評議員会(平成19年3月7日開催)

- (1) 役員の選任に関する件
- (2) 平成19年度事業計画書及び収支予算書に関する件
- (3) 諸規程の制定及び改正に関する件

4 . 第47回理事会(平成19年3月7日開催)

- (1) 評議員の委嘱に関する件
- (2) 平成19年度事業計画書及び収支予算書に関する件
- (3) 諸規程の制定及び改正に関する件
- (4) 事務局長の委嘱に関する件

以 上